

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「および介護時間」を「、介護時間および組合休暇」に改める。

第14条第2項の表第5号中「養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を削る。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の見出し中「および介護時間」を「、介護時間および組合休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

2 組合休暇の許可および休暇の申請等の手続については、勤務時間規則の規定の例による。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（組合休暇）

第17条 条例第15条の3第1項から第3項までの規定は、会計年度任用職員（同条第1項の休暇の許可を申請する時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1の年度における勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）の組合休暇について準用する。この場合において、同条第3項中「一の年」とあるの

は、「1の年度」と読み替えるものとする。

2 第15条第2項の規定は、組合休暇について準用する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。